

一九二一年六月十日第四回宜野灣村議会議定規則を村役所
會議室に招集された。

三、應招議員は次の通りである。

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一	峯村春正	九	米須清祐	五	天久盛雄
四	庄眞博祐	一〇	峯本正産	六	當山伸六
五	中山勝豊	一一	花城清善	七	安富盛信
六	安里良朝	一二	中里幸助	八	稻嶺盛三
七	崎向健一	一三	松本利宣	九	宮里敏行
八	知花正大	一四	山本朝徳		

三、不応招議員はふし

四、出席議員は次の通りである。

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一	峯村春正	九	米須清祐	五	天久盛雄
四	庄眞博祐	一〇	峯本正産	六	當山伸六
五	中山勝豊	一一	花城清善	七	安富盛信
六	安里良朝	一二	中里幸助	八	稻嶺盛三
七	崎向健一	一三	松本利宣	九	宮里敏行
八	知花正大	一四	山本朝徳		

五、欠席議員はふし

六、市町村自治法第百九条の規定により會議事件説明書の
出席した者は次の通りである。

議長	出布一五名で参ります。市町村自治法第五十三条の規定により議会は成之致し参ります。只今より第一回臨時村議会定例会を開催致します。
議長	午前十二時十分。
議長	會期についてお諮り致します。
一七番	會期一杯六月十日から六月二十九日まで(二十日回)にし、理由は本會日子計算、その他条件も大く殆んどが委員會付議にふると思ひますので、
全員	御異議おしと呼ぶ。
議長	御異議が参りません。本會期は六月十日から六月二十九日まで(二十日回)と決定致します。
"	會議録署名議員の決定方法についてお諮り致します。
"	會議録署名議員は指名とすことに御異議ありませぬの。
"	御異議おしと呼ぶ参りませぬ。
"	御異議が参りませぬと認め、指名することに致します。
"	大番安里長朝、四番山本朝徳の兩議員にお願い致します。
"	白程についてお諮り致します。
一九番	委員會附託出来た案件があると思ひますので、
委員會前	に二六六の案件の決算認定を乞ひしに、
議長	暫休頂戴します。(午前十二時十分)

議長	再南致しよす(午前十時三十分)
議長	本日日程表の通り進めよことと致しよす
議長	村長さんへの施政方針をお願しよす
村長	では一九六三年年度の施政方針を致しよす(別紙ブ リネット)の通り
議長	村長の施政方針表を終ることに致しよす
〃	日程に入りよす
〃	日程第一議案第十一号(一九六三年度宜野湾村歳入 歳出予算)につけて上程致しよす
〃	書記より簿 ^簿 読せしめよす
〃	提案者の説明を求めよす
村長	本年度の予算では八七、三セドルの増とふつておありま すが、これは学校敷地の購入、居場の改築、市場の建設費 等が増にふつて関係でありよす。尚、詳細はミニに 附休憩致しよす(十時一時的五分)
議長	再開致しよす(十時二時)
〃	議案第十一号(質疑の段階で継続審議と致しよす)
〃	日程第二議案第十三号(一九六三年度宜野湾村上水道 特別会計歳入歳出予算)につけて上程致しよす
〃	書記より朗読せしめよす
〃	提案者の説明を求めよす
村長	予算につけて別におかれとさか何もおありん(質疑の時 は心じらんとおあります)
〃	予算も質疑の段階で継続審議と致しよす

議長	日程第三議案第一四一―一九六。年度宜野湾村歳入歳出予算決算認定に付てを上げ致しよす。
〃	書記をして朗読せしめよす。
〃	本案の説明を求めよす。
宮里	下口私から向單に説明申し上げよす。六〇年度の決算に當りて監査した結果、別紙意見書の通りでありよす。尚詳細に付ては、質疑の場合に心じたいと思つておりによす。
議長	説明を終りよす。本案も継続審議と致しよす。
〃	日程第四議案第一五〇―一九六。年度宜野湾村上水道特別会計歳入歳出予算決算認定に付てを上げ致しよす。
〃	書記をして朗読せしめよす。(説明を求めよす)
〃	本案も監査致しよす。別紙意見書の通りでありよす。尚詳細に付ては、質疑にお答に致しよす。
議長	本案も継続審議と致しよす。
〃	日程第五議案第一六〇―宜野湾村報酬及び費用償還の額並にその支給方法を定める条例の一部を改正する条例に付てを上げ致しよす。
〃	書記をして朗読せしめよす。
〃	提案者の説明を求めよす。
議長	村の各役員の職務に従事するものの現行の報酬及び費用償還の額は、地に比較して低廉の現状であり、又経済的が変動する場合に必然的に、その額を再検討も必要で、枠設定する場合も、その実考慮して基本的小条例と

議長 日移才八ノ議案第一五ノ宣符灣村職員定数条例の
一部を改定する条例に付てを上程致します。

議長 書付記を以て朗読せしめよう。

議長 提案者の説明を求めよう。

村長 村雇用土地委員会の職員を土地事務一本化のため
村の職員として吸収の必要があり、又新年度に於いて
都市計画の進捗に伴う、高工業の発達と相関連し
て、指導員も設置し、経営その他、面における指導、
助言をなすと共に、そう振興を促進する必要があるので
改定しよう。

議長 本案は継続審議と致しよう。

議長 日移才九議案第二十号宣符灣村部課設置条例の
一部を改定する条例に付てを上程致します。

議長 提案者の説明を求めよう。

村長 社会の進展と共に、社会福祉の制度も強化され、必然的に
福祉行政の役割も大きくある一方である。又役所の窓
口を一本化し、住民へのサービスに努める事も大切なことだ
と思われよう。

その行政効果を挙げるには、それを担当する、格構を整備せ
計り、専断的に専念をさせる必要がある、その意味と
併せて、関連する事項の統一を計り、充分な行政活動と
スミスな運営を計る必要から、一課として獨立させ、その
で提案しよう。

議長	本案件は継続審議と致します
〃	日程第十一議案（下水道資材供給契約）を結ぶことについて上程致します
〃	書記をして朗読せしめます
〃	提案者より説明を求めます
村長	本案件は追加工事には使用する資材で、福山高車と隨意契約をとり、市町村自治法第百七十五条の三項及び宜野湾村議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物、又は議会の議決に付すべき契約に關する条例第六条の規定による提案となりませう
議長	本案件は継続審議と致します
〃	日程第十二議案（土地購入）について上程致します
〃	書記をして朗読せしめます
〃	提案者より説明を求めます
村長	教育振興の一環として併地校を解消し、獨之中学校の實現こそ村学校教育の既定方針であり、これが實現に付、並天同本学校の場合と同じく、村において土地を確保し、とり、市町村自治法第三十六條の二項、第七項及び宜野湾村議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物、又は議決に付すべき契約に關する条例第六条の規定による提案となりませう
議長	本案件は継続審議と致します
〃	日程第十三議案（財産の買入）について上程致します
〃	書記をして朗読せしめます

議長	書記をして朗読せしめます
〃	提案者の説明を求めます
村長	本年は議案第三十三号「土地購入に關する」とも関係する 問題で購入の処理として提案をとりまします
議長	本年も継続審議と致しめます
〃	日程第十一議案第三十四号「村公設市場の設置道に ついても上程致します
〃	書記をして朗読せしめます
〃	提案者の説明を求めます
村長	村公設市場の設置道に伴ひ村有財産を便用しそ の下の宜野浦村議会の議決、又は送着人の投票に付す べき財産、送着物、又は議決に付すべき契約に關する 条例第二條の規定により提案をとります
議長	本年も継続審議と致します
〃	日程第二の議案第三十五号「村債を返すことに關する を上程致します
〃	書記をして朗読せしめます
〃	提案者の説明を求めます
村長	市場改良並に市場建設資金に關するは一時に多 額を調達する當り財源が乏しため、本町村自治法第 百五十九條の規定による提案をとりまします
議長	本年も継続審議と致しめます
〃	暫休を致します(午後二時五十分)
〃	再開致します(午後三時十分)

議長	日程第一五議案第三十七号「基本財産基金積立金の一般会計へ繰入れに付して上程致します」 書面にて朗読せしめよ。
村長	提案者の説明を求めよ。 今般多額の資金が入用であり、基本財産基金積立金の繰入れに使用し、基本財産基金として取りよめよ。
議長	本案も継続審議と致しよ。
村長	再開致しよ。(午後三時十五分)
議長	日程第十六議案第三十八号「市町村合併に伴う村道のリースフルト舗装費陳情に付して上程致しよ」 書面にて朗読せしめよ。
村長	本陳情案件は、口頭陳情書以外に口頭の説明も受けており、説明も受けておりません。
議長	本案も口頭陳情に付して継続審議と致しよ。
村長	日程第十七議案第三十九号「線並びに三十号線側の歩道設置費陳情に付して上程致しよ」 書面にて朗読せしめよ。
議長	本案は陳情書以外に口頭の説明も受けておりません。
村長	本案も口頭陳情に付して継続審議と致しよ。
議長	日程第十八議案第四十号「宇直管排水道工事への補助交付費陳情に付して上程致しよ」

